令和4年11月10日 令和4年度第1回千代田区 生物多様性推進会議

国内外の動向

- 1. 「国内外動向」において追加更新する動き(案)
- 1) SDGs

推進プラン改定版の施策や取組みが、SDGs のどのゴールと関連しているのかを 17 の目標のアイコンを使用し、わかりやすくすることが望ましい。

区、区民、事業者それぞれに望まれる取組みについて、どんな行動がどんなゴールにつなが るかを示すとわかりやすい。

2) 気候変動への対策

気候変動緩和策としての緑地の保全・整備の考えや、気候変動適応策としてのグリーンイン フラの活用など、区民、事業者などへの気候変動対策への行動を促す普及啓発等を施策に取り 入れることが必要である。

気候変動対策と生物多様性保全は密接な関係にあり、両輪の歯車をバランスよく回していかなければならない。千代田区においては、事業者によるゼロカーボンに向けた取組みが加速していることから、引き続き取組みを支援していくとともに、二酸化炭素の吸収源でもある緑地や緑化をより一層推進していく必要がある。

(次期生物多様性国家戦略 素案(8/10)中央環境審議会)

・IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は過去 50 年間の地球全体の自然の変化の3番目に大きい直接的要因であることが指摘され、2022 年2月に公表された IPCC 第6次評価報告書第2作業部会報告書においては、人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界に達していると指摘するなど、気候変動自体が生物多様性に対する大きな影響とリスクをもたらすと認識されている。また、生態系を活用した適応策(EbA)が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減することが指摘された。地球規模での生物多様性及び生態系サービスのレジリエンスを維持できるかは、地球の陸域、淡水及び海洋の約 30~50%の効果的かつ衡平な保全に依存していると示唆している。

・近年、生物多様性や自然資本の損失が事業継続性を損なうリスク、あるいは新たなビジネスを生み出す機会として認識されつつあり、国際的には、生物多様性を脱炭素と一体的に取り組むべきビジネス課題と位置づけて事業活動に組み込んでいく動きが加速している。2021 年にイギリス財務省により公表されたダスグプタ・レビューは、生物多様性の損失を回復させることは気候変動への対応にも貢献するとした上で、経済、生計、幸福は我々にとって最も貴重な資産である自然に依存し、これらの物や恵みに対する需要は自然の供給力を大幅に上回っていることを指摘している。

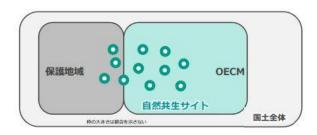
3) OECM

OECM 等による生態系ネットワークの構築が次期生物多様性国家戦略にも取り入れられる見込みである。区内民有地の OECM 認定の可能性も念頭に、区内の生態系ネットワークの状況や課題、民有地を含めて優先的に緑地を保全・創出すべき場所がどこなのか見える化し、具現化に向けた取組みを推進していく必要がある。

2019 年の国連総会においては 2021 年から 2030 年までは「国連生態系回復の 10 年」とすることが決議され、2030 年までに陸と海の 30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30 目標」が提唱された。国内においては、2020 年に環境省が「民間取組等と連携した自然環境保全

(OECM) の在り方に関する検討会」を開始し、30by30 目標に向けた国内の OECM の制度の検討が行われ、2022 年より制度の試行が始まっている。また、2022 年 4 月には「生物多様性のための 30by30 アライアンス」が発足され、区内に拠点を持つ企業や、区内に拠点をもちかつ地方にも工場や事業所を持つ企業もアライアンスへ加盟している。こういった区内企業の取組みは区外への波及効果も高く、企業自らが積極的、継続的な取組みにしていくためには行政機関の支援は欠かせない。

※国内 OECM の制度の考え方と区内の生態系ネットワークの状況について関連づけて記載する。





4) 自然を活用した解決策 (NbS)

生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)、グリーンインフラなどを含む自然を活用した解決策(NbS)の積極的な活用が次期生物多様性国家戦略研究会報告書でも挙げられている。

そのような考えに基づく取組推進のため、区内で既に実施されている事例(自然資本管理や 金融・経済との関係を含めた)の紹介や今後の施策への反映を行う必要がある。

(次期生物多様性国家戦略 素案(8/10)中央環境審議会)

・この NbS は主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらす(マルチベネフィット)という特徴を有し、近年関心がより高まりつつある自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されている。(中略) さらに、後述のとおり生物多様性分野で金融を通じて企業の環境活動を促す取組みが急速に広まりつつある中で、生物多様性保全や自然資本管理を金融・経済と結びつける動きが加速しており、NbS の実践等の取組みを金融・経済の議論と結びつける仕組みづくりが我が国においても必要となっている。

5)環境に配慮した投資

民間セクターの参画を促し、ビジネスと生物多様性との好循環を促すためには、ESG 投資の動向や、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task force on Climate-related Financial Disclosures)、自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD: Task force on Nature-related Financial Disclosures)が推奨する企業の情報開示に関する取組みを紹介するなど、生物多様性とビジネスとの関係を区内外に広く発信していく必要がある。

※TNFD フォーラムへの参画状況

6) ワン・ヘルス

人、動物、環境の健康は切り離すことができず、一体のものとして考える必要があり、この 考え方は生物多様性を保全することにつながるため、考え方を紹介することが望ましい。新型 コロナウイルス感染症との関連性を紹介するとわかりやすいと思われる。

※UNEP (2022) の図を活用

(次期生物多様性国家戦略 素案(8/10)中央環境審議会)

・2020 年 10 月に公表された「IPBES パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30%以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることを指摘している。

7) つくる責任・つかう責任、フードロスの削減

2016 年に公表された IPBES の評価報告書では、土地利用変化、集約的農業管理、農薬の使用、侵略的外来種、病原体、気候変動等が安定的な食糧生産に影響を及ぼしていると報告しているほか、2021 年 9 月に行われた国連食糧サミットでは現在の食料生産が最大で 80%の生物多様性の損失になっていると指摘している。

千代田区は食糧消費の観点から大きな拠点である。特に千代田区へ通勤する周辺市町村からの人口は多く、千代田区内での消費のほか、在勤者が居住地での消費量・購入量も含めると相当な量である。近年、フードロスの削減に向けた取組みは広がっているが、あわせて、安定的な食糧生産、生物多様性の損失の抑止にあたっては、適正な方法で生産されたモノの購入を促すことが重要であり(エシカル消費、環境認証)、昼間人口の多い千代田区において普及啓発を進めていくことは区を超えた意識変革に大きな効果をもたらす。

(次期生物多様性国家戦略 素案(8/10)中央環境審議会)

・GBO5 が指摘した移行が必要な8つの分野の半数が農林水産業に関連する分野であり、また農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の23%を占めるなど、気候変動にも深く関連する分野である。

8) エコロジカル・フットプリント

都市部である千代田区は食料消費、資源消費など他の地域の生態系サービスに依存することが 多く、これらの負荷の再認識と消費行動、行動変革を促していくことが重要である。7)にも関 連して、一人ひとりの行動と生態系への負荷の関係を示すことが必要である。

9) 再生可能エネルギー利用の推進

東日本大震災をはじめとした大規模災害、地球温暖化などによって、再生可能エネルギーの利用が注目され、国や地方公共団体の支援制度、技術革新等もあり、再生可能エネルギーの導入が進んでいる。制度紹介や実績等示し、事業者及び市民の活用を促進する必要がある。

2. 国内外動向を踏まえたプランへの反映(案)

社会動向を踏まえてプラン改訂にあたって引き続き全体的に強化すべきこととして

- ●事業者による生物多様性保全の取組み支援
- ●区民及び在勤者の意識・行動変容を促す取組み が必要である。

また、現行プラン策定時からの社会動向の大きな変化に対応したプランとしていくために

●望ましい社会を実現していくための包括的な目標である「SDGs」を意識した取組み を現行取組みの強化や新しい取組みの追加によって盛り込む必要がある。

1) SDGs - ト各取組みについて SDGs の 17 の目標との関連を行動計画の中で示す

2) 気候変動への対策

・気候変動対策と生物多様性の保全の取組みは密接な関係にあるため、策定 の背景や目標設定、行動計画に気候変動の視点を盛り込む

3) OECM

- ・事業者・区民による OECM の考え方に沿った取組みを促進・支援していく ことを取組みの一つとして追加する
- ・具体的内容として、区内の生態系ネットワークの実態を読み取れる地図を 作成し、優先的に保全すべき場所、生物多様性に配慮した緑地づくりを推 進すべき場所を明示・情報発信する

4) 自然を活用した解決策(NbS)

- ・区内外での先行事例や区内での具体的な取組みの可能性を紹介・情報提供 することを取組みの一つとして追加する
- ・目標設定や行動計画に NbS の視点を盛り込む

5)環境に配慮した投資

・策定の背景や目標設定、行動計画において視点を盛り込む

6) ワン・ヘルス

・策定の背景において、ワン・ヘルスの視点を盛り込む

7) つくる責任・つかう責任、フードロスの削減

- ・事業者、区民等の意識の変革や取組みの促進を図ることを目的とした普及 啓発を強化する(行動計画909生物多様性の普及啓発の実施)
- ・環境負荷の少ない暮らし・社会経済活動を他部課や関連団体、事業者と連携し促進することを取組みの一つとして追加する

8) エコロジカル・フットプリント

- ・事業者、区民等の意識の変革や取組みの促進を図るため、普及啓発を強化する(行動計画909生物多様性の普及啓発の実施)
- ・地産地消(都内や近隣地域産の食材・資材の利用促進)や環境負荷の少ない移動・余暇活動などの取組みを他部課や関連団体、事業者と連携し促進する

9) 再生可能エネルギー利用の推進

・「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」等関連計画や施策との連携を図る